

令和6年度 学校危機管理計画

令和6年度9月改訂

東京都立本所高等学校

《学校施設・設備の点検・整備》

本委員会は災害時に緊急対応を効果的に行うため、日常的に施設の管理を行う。具体的な行動項目は以下の通りとする。

- ① 「学校施設・設備等の点検リスト」（別途制作）に基づき、定期的な点検を実施する。
- ② 発災時の点検を容易にするため、止水弁・ガス緊急遮断弁、消火器・消火栓等の関連設備の配置図を職員室等に常備する。
- ③ 「災害時に使用する備品等の保管場所リスト」（別途制作）に基づき、定期的に点検する。
- ④ 発災時の使用を容易にするため、食糧・毛布・ろ水器・非常用発電機等の災害用品等の一覧表を職員室等に常備する。

②学校災害対策本部（災害・非常事態発生時に緊急に組織）

＊下表の構成員の分類（分掌専任→指定無し、クラス担任→（ ）内、行政系→ゴシック体表記
◎は係長）

部門	構成	業務
学校災害対策本部	本部長・校長 副長・副校長 経営企画室長 教務主任・生活 指導主任・総務主任	災害対策業務全般の統括・指揮
通報連絡係	◎馬場・清水・工藤	災害情報の通報・告示、情報の収集 関係者・関係機関との連絡等
避難誘導係	◎櫻井・阿部（誘導監督）・ 菊地瑞・古宮（小林・中村・大 内）	避難場所への誘導指示、人員把握 生徒・避難者対応等
巡視係	◎中鉢・高池・森脇・川崎・赤 間・志村（糸井・小山・北原・ 谷口・町田・山本）	校内巡視・状況把握、避難誘導の補 助、避難者対応・救護係支援
防災係	◎沢辺・飯田・室井・雨海・山 田・角本・（佐藤・河西・友成・ 市川）	初期消火（応急措置）・避難経路の 確保・防火扉操作等
救護係	◎石山・菊地弘・竹園・池田・ 久保田	救護活動、救護所設置・運営、衛生 管理等
搬出保管係	◎杉田・島田・岸谷・大内・（金 井・後藤・高橋）・脇坂・横山	重要文書・物品（含 IT 機器）の搬 出・保管、関連施設の管理・避難所 準備・運営全般等

「学校危機管理担当者」

＊災害発生時、本部長（教育長）又は学校本部長の指示により、学校に参集し、初動・応急措置を担当する。行動態様は P.6 「夜間休日等勤務時間外に地震が発生した場合の行動フロー」に従うこと。

③早朝・夜間・休日等の災害発生時の参集体制（特別非常配備態勢）

（夜間・休日などの勤務時間外に、震度 6 弱以上の地震が発生した場合）

- （1） 発生当初における校舎などの安全確認、生徒などの安否確認、一般避難者への対応、教育活動の再開など、必要な勤務に従事するため、教職員は自宅及び家族の安全を確認したうえで、自発的に所属校に参集する（自動召集）。

参集の方法

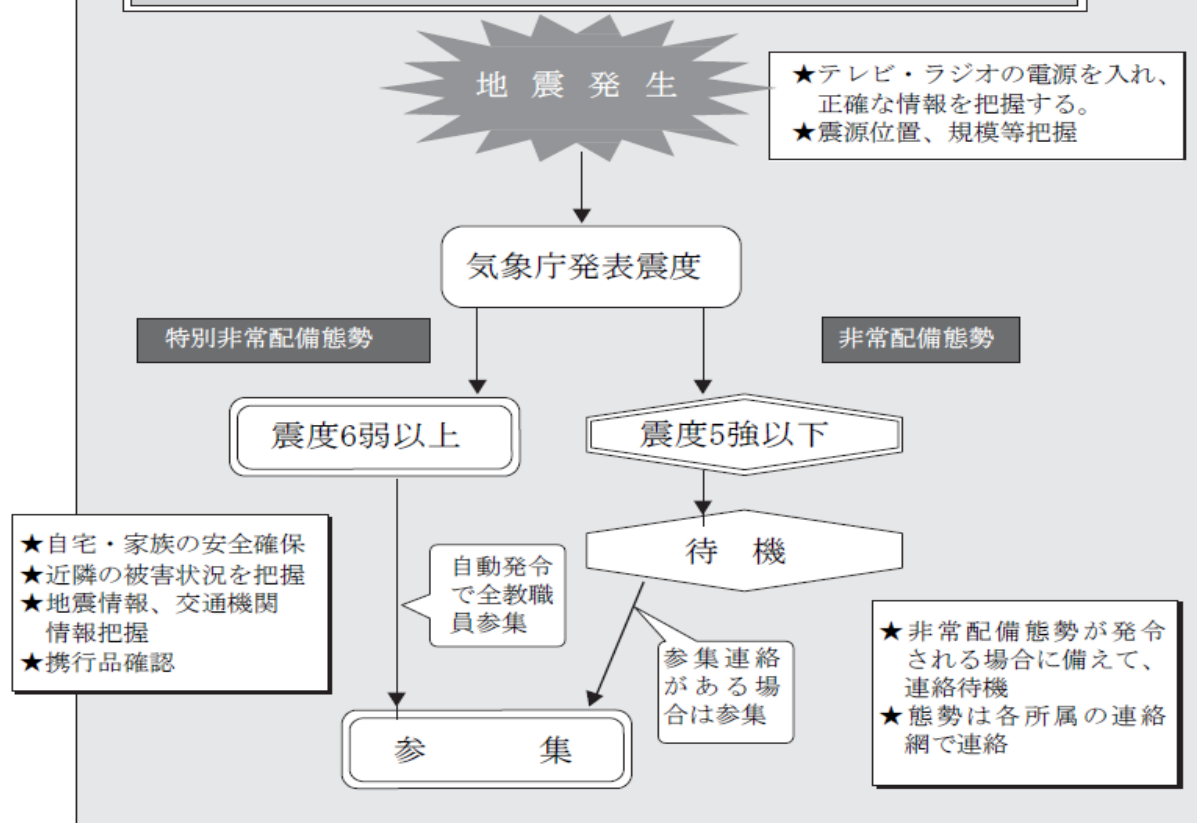
- 徒歩及び自転車などを利用して、教職員は、自宅及び家族の安全を確認したうえで、自発的に緊急出勤する。バイク（排気量を問わない）の利用も可とする。（職員カード携帯）
 - 緊急出勤ができない教職員は、遅れて出勤するか、または、直近の都立学校等に参集する。
- （2） 参集した教職員は、参集途上で得た情報（道路・橋梁・都市施設・建物・住宅・住民などの被害状況）を学校本部長（校長）に報告する。
- （3） 常時利用している交通機関の途絶などにより、所属校に勤務できない場合は、交通機関が復旧するまでの間、居住地近くの都立学校等に臨時的に出勤し、その所属長の指示に従い応急対策活動にあたる。
- （4） （3）により応急対策活動に従事する場合には、自らの所属校校長に連絡をするとともに、臨時的に出勤する施設の長に直接申告する。

配備職員の区分と任務

- 第一配備職員（自宅・勤務校間距離 10 km 以内）→発災後、最初に所属に参集し、所属が所管する応急対策業務に従事する。
- 第二配備職員（自宅・勤務校間距離 20 km 以内）→所属に参集後、所属が所管する応急対策業務に従事する。
- 特例配備職員（自宅・勤務校間距離 20 km 以上）→所属に出勤が不可能な場合、予め指定された直近の都立学校に参集し、当該校長の指示に従い支援業務に従事する。

＊第一配備職員・第二配備職員が状況により所属への参集が困難な場合は、直近の都立学校等に参集し、当該校長等の指示に従い支援業務に従事する。その際には、自らの所属校校長にその旨連絡をする。

夜間休日等の勤務時間外に地震が発生した場合の行動フロー



非常配備態勢と特別非常配備態勢について(第2章第1節2の再掲)

災害が発生した場合、応急対策の活動態勢を確保するため、災害の被害その他の状況に応じて「非常配備態勢」と「特別非常配備態勢」の2種類の配備態勢が発令される。

① 非常配備態勢

被害その他の状況により、本部長（教育長）が必要と認めたとき。なお、学校本部長（校長）が必要と認めたときには、学校危機管理担当者等を参集させることができる。

（適用する災害）

- ・ 勤務時間内に発生した地震、勤務時間外に発生した震度5強以下の地震、島しょ地域で発生した地震
- ・ 風水害、火山災害
- ・ 大規模事故災害等

② 特別非常配備態勢

早朝・夜間・休日等の勤務時間外において、震度6弱以上の地震（島しょ地域を除く。）が発生したとき。発令形式は、自動発令とする。

Ⅲ 災害対策行動要領

1 想定される大規模災害・非常事態

- (1) 首都直下地震・東南海地震・神奈川県西部地震・東海地震
- (2) 火山噴火、津波、竜巻、集中豪雨・河川氾濫等の自然災害
- (3) 新型感染症、テロ、弾道ミサイルの発射・着弾（NBC 災害）
- (4) その他社会の安寧秩序の紊乱等により通常教育活動が困難となる事態

2 発生の時間

対策を立てる上で、発生の時間を以下のように区分する。

- (1) 始業前
- (2) 学習活動中
- (3) 放課後（部活動中・帰宅途中・その他）
- (4) 学校行事実施中
- (5) 長期休業中や休業日に部活動や補習等を実施している場合。

3 災害発生時の対応（特に、地震への対応として）

1 災害発生時

- (1) 学校災害対策本部を即時発足させ、校長室を本部とする。
 - * この際、校長は被害その他の状況により必要と判断した場合、職員に「非常配備態勢」を発令する。
態勢の内容はその都度定める。
- (適用する災害；勤務時間内に発生した地震、勤務時間外に発生した震度5強以下の地震、風水害、火山災害、大規模事故、原子力災害、テロ、新興感染症、その他)

(2) 情報の収集と発信

①収集（受信・取得）

- ・（教育庁系）電話回線、T A I M S、教育庁災害時緊急連絡システム、
 - * 上記手段が利用不可時、「一時滞在施設（校）」設置のM C A無線情報を間接的に取得する
- ・（一般系）テレビ、ラジオ、インターネット、S N S等

②発信（通報・連絡）

- ・（教育庁系）電話回線、T A I M S、教育庁災害時緊急連絡システム、P H S「イエデンワ」
- ・（生徒・保護者系）携帯・固定電話、ホームページ、災害用伝言ダイヤル（171）「声の伝言板」、災害用伝言板「文字の伝言板」、災害用ブロードバンド伝言板（WEB171）「インターネットの伝言板」
S N S
- * 発信手段の多様化を企図し、X（旧 twitter）等の利用を推進する。

(3) 応急行動

- ①教 室・・・教員は、可能な場合、生徒を机の下に潜らせ、机の脚をしっかりとつかませる。また、姿勢を低くして落下物に注意し、カバンなどで頭を保護させる。避難路としての出口を確保する。爆

風が予測される場合には、カーテンを閉める。

②廊下・階段・・・その場で頭を抱えてしゃがませ、手すりなどをつかまらせる。

③体育館・・・頭を抱えしゃがませる。天井部からの落下物に注意する。

④本 部・・・直ちに緊急放送を行なう。生徒の安全確保・避難経路の確認・火の元消火を教職員に指示する。校内放送が不可能な場合、口頭やメガホン・ポータブルアンプ等の使用も考慮する。災害の発生状況・ライフライン・交通機関の状況などの情報を収集する。負傷者の救助のために、医療機関への連絡をする。

⑤防災係・巡視係・・・校舎を巡回し被災・被害の状況を確認し本部へ連絡するとともに初期消火等初動対応にあたる。また、負傷者がいた場合は救護係に連絡する。

⑥救護係・・・即時、負傷者の応急処置にあたる。

⑦搬出保管・避難支援係・・・状況に応じ、指定された非常持出品を確保し、搬出・搬送する。

(例示；公印・通帳（印鑑）・耐火金庫の鍵・重要書類・学校沿革・職員人事関係書類・卒業証書授与台帳・指導要録・成績資料（同電子データ）)

2 第一次避難

- ① 担任はクラスの生徒を掌握して校庭（屋上・体育館）へ避難を行なう。その際、出席簿を持参し「押すな」「駆けるな」「しゃべるな」「戻るな」（お・か・し・も）の指示を出す。また、負傷者と身体に障害のある生徒の安全確保を優先する。
- ② 巡視係は安全を確認したのち、避難していない生徒の発見や救出、誘導にあたる。負傷した生徒を発見した場合は救出し、救護係に引渡す。救護係は応急処置を行なう。
- ③ 避難誘導係は校庭で生徒の安否確認・点呼を行い、結果を本部へ報告する。防災係・巡視係は被害状況を本部へ連絡する。校長はこの報告をもとに教育庁に被害・被災状況を報告し事後の指示を仰ぐ。
- ④ 本部は東京都災害対策本部・教育庁災害対策本部・墨田区災害対策本部・本所警察署・本所消防署・地域自治会等の関係機関と連絡をとり情報の収集に努める。

3 校舎の被害に応じた対応

- (1) 火災発生の場合・・・①火災発生を速やかに特定し、教職員、生徒に周知徹底して安全な避難経路を確保、指示する。
②本部は速やかに 119 番通報をする。防災係を中心として教職員は初期消火にあたる。
- (2) 校舎損壊の場合・・・本部は損壊・倒壊場所を速やかに特定し、教職員、生徒に周知徹底して安全な避難経路を確保、指示する。防災係・巡視係と教科担任以外の避難誘導係は、校内を巡視して負傷者の救助を行なうとともに救護係とともに応急処置にあたる。
- (3) 校舎倒壊の場合・・・大至急脱出する。この場合、緊急放送など、本部の指示が出せないことが考えられるとともに、パニック状況になりやすい。教職員の冷静かつ適切な判断が要求される。また、多くの負傷者が予想される。二次災害に気をつけ、残った生徒と教職員の救出に全力を傾けると同時に、消防などの救援を要請する。

- (4) その他の場合 …事態・事象の危険性・被害予測に基づき適切な措置・行動を決定する。

4 広域避難場所への第二次避難

- (1) 二次災害（火災・校舎倒壊など）で学校・生徒に危険が迫る場合、関係機関にその旨を通報し、広域避難場所に避難する。
- (2) 生徒は恐怖感や誤情報により、パニック状態となって自己中心的な行動に陥り易い。従って教職員の指示に従うよう強く指示する。
- (3) 身体に障害のある生徒、軽傷者は実情に合わせて介助者を決め、クラス生徒などの助力により避難できるようにする。
- (4) 校長は校門に避難先を掲示する。避難誘導前に教員は点呼を実施し、人員の把握をする。
- (5) 避難集団はクラス単位とし、学校集団の先頭は副校長とする。担任はクラス集団を先導する。校長は避難集団全体を指揮する、学年主任は学年集団を指揮する。集団の末尾に職員を配置し、警戒にある（この際、「お・か・し・も」（押すな・駆けるな・しゃべるな・戻るな）を徹底する）
- (6) 避難誘導路はあらかじめ、避難誘導係の確認した経路とするが、都・区災害対策本部からの指示があった場合、以後、その指示に従う。
- (7) 広域避難場所に到着したら直ちに人員点呼を行い、行方不明者がでた場合には捜索を行う。また、多数の人々が集結することから、その場を離れないよう指示を徹底する。

本校の広域避難場所 隅田公園 自由広場一帯 墨田区役所
水戸街道を横断し、左側に進む（区役所方面に）

5 保護者への連絡・生徒の帰宅・学校での保護体制

- (1) 学校は一次避難が完了したのち、保護者への連絡を順次行うが負傷生徒を優先する。負傷していない生徒で携帯電話持参の生徒には可能な範囲で自主的に連絡をさせるが、結果については必ず報告をさせる。
- (2) 生徒の帰宅については、帰宅経路の安全確認を行ってから、保護者に連絡の後、帰宅させる。
- (3) 交通手段などの遮断や安全が確認できない場合や、保護者が企業等に留め置かれた場合には、生徒を確実に保護者に引き渡すまで、災害発生時から3日間程度、学校において、生徒を保護する。
- (4) 校長は、災害時や帰宅困難者発生時における生徒の校内保護の原則をあらかじめ保護者にあらかじめ周知する。また、保護者用の連絡ツール（Classi）や学校ホームページのほか、災害時につながりにくい状況を想定し、災害用伝言ダイヤルやX等の各種メディアを使用する。生徒及び保護者双方の安否確認手段を複数用意し、学校と保護者との連絡手段を確保する。
- (5) 校長は、帰宅困難者対策として保護者が職場等にとどまることになった場合には、生徒を学校内で保護する。その場合には、生徒の安全を確保するため、避難住民や帰宅困難者等を体育館、生徒を校舎内というようにスペースを分離し、混乱を避けるために動線を切り分ける。生徒を保護する場合は、校長の指示に従い、教職員がその任に当たる。個々の保護者との連絡に当たっては、本稿に記載する連絡手段（携帯・固定電話、インターネット、電子メール、ホームページ、災害時伝言ダイヤル、SNS、無線機など多様な手段）を適時に活用する。
- (6) 学校で保護した生徒については名簿を作成し、定期的に点呼を行う。生徒に今後の対応を指示し

たうえて、毛布や食料を配布する。

- (7) 校長は災害対策本部会合を開き、臨時休校の必要などを検討し、保護者へ連絡をするとともに都教委へ報告をする。

6 避難所開設の作業

大震災規模の災害の場合、本校には数百人規模の避難者が来校すると思量される。生徒が学校管理下にある場合、生徒への対応と同時進行で対処しなければならない。この場合、学校災害対策本部は教職員の配置を調整し、避難所開設の準備を行う。

(1) 避難所開設の手順

- ① 避難住民の利用エリアの確保（生徒に支障のないかぎり使用をさせる）
- ② 避難住民用の飲料水、食料、毛布の確保と配布。
- ③ インターネット回線を含む、通信手段の確保。
- ④ トイレの確保とトイレ用水の確保。（断水前にポリバケツなどに）トイレを野外に施設する場合は、他の施設の利用も考えられる。
- ⑤ 負傷者や乳幼児、高齢者等のいわゆる社会的弱者への配慮と対応（住民代表との連携をもとに）
*「社会的弱者」とは特段の配慮・措置が必要な「災害時要援護者」である。「災害時要援護者」に対しては、一般の避難者の理解を得つつ、可能な限り、良好な環境の確保や物資の優先的給付等の措置を行う。
- ⑥ 近隣の学校と連携を取り、避難者数の調整を行う（墨田中など）
- ⑦ 緊急物資や一般参加のボランティアの受入れが開始されるが、特に、ボランティアに関しては学校の指示に従わせる。

7 東京都（災害対策本部・教育庁災害対策本部）、墨田区（災害対策本部）への報告と対応

- (1) 学校災害対策本部は生徒の状況（負傷者の氏名と対応・帰宅者氏名・学校保護下にある生徒氏名）および施設・設備の被災状況を文書でまとめ、校長はこれを教育委員会に報告する。
- (2) 学校災害対策本部は一般避難者の数と現状、負傷者とその対応、緊急物資搬入、ボランティア受入れに等ついて関係機関（東京都・墨田区災害対策本部）に報告する。
- (3) 情報伝達について
 - ① 保護者からの生徒の安否確認を受ける。
 - ② 生徒の安否確認と生徒の伝言を掲示する。
 - ③ 避難者への墨田区からの伝達や指示を掲示する。
- (4) 避難所となった場合は救護所の開設が必要となる。
- (5) 長期にわたる場合は各係について、交替制などの計画などをたてる。

8 「一時滞在施設」としての対応

校長は、防災対策委員会（学校災害対策本部）の開設・閉鎖の判断を行うい、一時滞在施設の運営・管理を行う。運営の詳細は次の「震災救援所（避難所）の開設・支援活動」に準拠する

1 震災救援所（避難所）の開設・支援活動

（１）学校施設利用計画の作成

・校長は、墨田区より震災救援所（避難所）指定の要請を受けた場合、以下のような計画に基づき震災救援所（避難所）を開設する。施設の被災状況に応じて臨機応変に対応する。

・避難場所となる施設（体育館）の安全点検及び危険箇所、校長室・職員室・経営企画室等の立入禁止区域の表示を行った後、避難所スペースへ避難者を誘導する。安全確認をするまでの間は避難者をグラウンドで待機させる。グラウンドは自動車の乗り入れは禁止する。

- ① 生徒の安全確保のスペース・・・男子：２階各教室、女子：３階各教室
- ② 教育機能・避難所管理機能のスペース・・・校長室、職員室、経営企画室、会議室
- ③ 傷者等（災害時要援護者）の救護スペース・・・
生徒・教職員：保健室および校舎内フリースペース
生徒以外：柔道場
- ④一般避難者の避難所スペース・・・体育館
- ⑤帰宅困難者の収容スペース（支援ステーション）・・・体育館

（２）避難所の管理主体

・管理主体は墨田区の防災担当の職員が当たるが、発災当初の開設準備は教職員も主体的に行う。

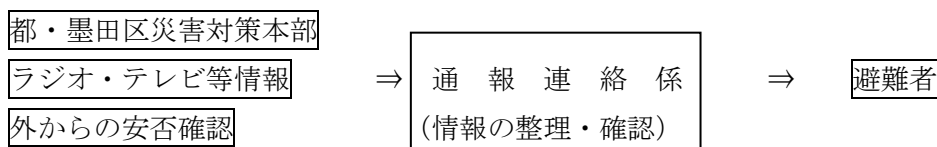
（３）教職員の避難所業務役割分担

- ・校長は災害時の人員確保の困難性を考慮の上、避難所業務分担を定める。
- ・本部・避難所支援班中心に教職員は避難所の開設、運営支援に従事するとともに、避難者による自治組織づくりへの支援も行う。

（４）施設滞在者が１０名程度となった段階で開設を検討する。

2 情報の収集と提供

避難所となった場合、正確な情報を収集することが重要である。そのため、情報の収集源、収集ルート、収集者を明確に記録し（情報受信カードの作成）、避難者に正確な情報を提供する。また、避難者の安否確認の問い合わせが殺到するので、避難者カードや避難者名簿を速やかに作成する。



- （１）災害発生初期は避難者は自分のおかれている状況や家族の安否、被災状況などを知るために情報を欲していることを考えて、情報連絡係は収集した情報をできるだけ早く提供する。
- （２）災害発生初期の情報提供方法は、放送設備が使用できない場合は、掲示板、伝言板、ハンドマイク、可搬式アンプ・マイクなどを使用する。
- （３）避難者の安否確認について外から連絡が入った場合は、安否情報の掲示板で避難者に知らせる。
（いつ、誰から、誰に、何を）
- （４）避難者の自治組織による運営が可能になった場合には、墨田区の災害対策本部からの情報や避難所生活についての情報を提供する。
- （５）避難者名簿を作成する。避難所支援本部は、避難者に用紙を配布して、記入させ、整理・保管する。一世帯につき一枚とし、五十音別にして保管する。避難所からの転出の際にも「避難者名簿」を用いて確認を行う。

情報受信カード 日時 月 日 () 時 分 受信者氏名 _____ 情報内容
--

避難者名簿				
	氏名	性別	年齢	住所
1				
2				
3				
4				

3 避難所の支援活動

(1) 支援活動の概要

初期ライフラインの確保	水道、電気、ガスについて、関係機関と連絡を取りながら、ライフラインの確保に努める。
飲料水・生活水の確保	上水道が供給されない場合は、備蓄しているペットボトルの水及び、受水槽・高置水槽・プールの水（ろ水器使用）を飲料水とする。
電気・照明器具の確保	墨田区に対し自家発電機の配給を依頼する。東京電力に供給情報を確認する。学校長はラジオ・懐中電灯・電池を複数保管しておく。
燃料（ガス等）の確保	カセットコンロ等を利用する。火気の使用に当たっては安全に配慮し、別途スペースを定め制限する。燃料の供給については、墨田区災害対策本部に依頼する。
応急トイレの設置	プールの水を使用する。破損等によるつまりのあるトイレは使用を禁止する。清掃管理に努める。 墨田区災害対策本部に仮設トイレの設置を依頼する。
備蓄物資の配給	墨田区災害対策本部と協議し、避難者に配布する。
救援物資の受け入れ	墨田区災害対策本部と連絡を取り、搬入予定時間や救援物資品目を確認する。受け入れ手順を定め、受け入れ時には避難者に協力を求める。
災害時要援護者（高齢者）等への配慮	高齢者等を把握し、トイレの近い柔道場を割り当て、備蓄物資の優先的な配給に配慮する。なお、高齢者等については、墨田区災害対策本部と連絡を取り、第1順位の避難所への移送が出来るときには、移送させる。
医療救護所の設置	柔道場が医療救護所となり、応急処置、後方医療施設への転送要否及び転送順位の決定、輸送困難な患者・軽症患者に対する医療、助産救護、死亡確認等の補助を行う。

防災市民組織等との連携	教職員は、防災市民組織や避難者等の協力を得て、避難所の開設・管理運営業務の支援や初期消火に当たる。
避難者自治組織づくりの支援	避難所の運営を時間の経過と共に、避難者自身に移行するため、避難者自治の組織化を図り、運営移管後は教職員は側面的な支援を行う。
ボランティアの受け入れ	所轄は墨田区であるが、体制が整うまでは教職員によって受付を行い、活動の割り当てを行う。その後杉並区、避難者自治組織に移行させ、教職員は側面から支援する。

4 生徒のボランティア活動

- ・自己・家族の安全を確保し、ボランティア活動に参加できる状況にある生徒については、学校と連絡を取りながら、本校または居住区近隣の避難所でのボランティア活動を行うよう努める。
- ・生徒が本校でボランティア活動に当たる場合は、教員（担任等）の直接の指揮下に置く

IV 「東海地震に関する調査・注意・予知情報・警戒宣言」及び「Jアラート」（全国瞬時警報システム）への対応

1 「東海地震に関連する調査情報」及び「Jアラート」への対応

(1) 「東海地震に関連する情報」の概要と対応

- ①「東海地震に関連する調査情報」報道等に注意しつつ、平常どおりの授業を行う。
- ②「東海地震注意情報」の発令 学校災害対策本部を組織し、生徒の保護と臨時休業を措置する
- ③「予知情報と警戒宣言」の発令

(2) 「Jアラート」（全国瞬時警報システム）の概要と対応

- ①弾道ミサイルの発射・着弾予測情報が「防災行政無線スピーカー」・「携帯電話エリアメール」により伝達される。
- ②弾道ミサイルの着弾の可能性がある場合、Jアラートの続報として「屋内避難」の呼びかけがなされる。

(3) 東海地震注意情報・「Jアラート」発出後の対応

授業を中止し、全生徒を各ホームルーム教室に待機させる。ホームルーム担任は生徒に注意情報（Jアラート）が発表されたことを伝達し、地震（ミサイル被弾被害）に対する注意事項、警戒宣言が発せられた場合の対応措置等について指導する。学級活動・ホームルーム終了後、原則として学校で児童生徒を保護する。なお、注意情報が解除されるまで、臨時休業とする。

(3) 東海地震予知情報と警戒宣言の発令

予知情報と警戒宣言が発せられた場合、警戒を厳にしつつ、上記（3）注意情報発表後の対応を基本的に継続する。

2 「注意情報・警戒宣言」及び「Jアラート」発出時の対応

「注意情報・警戒宣言」・「Jアラート」が発令された場合、以下の措置をとる。

(1) 在校時

- ①災害対策本部要員を招集する。
- ②必要な役割分担等の打ち合わせ後、それぞれの職務に当たらせる。
- ③生徒の教室集合と安全管理を校内放送で指示する。

（例示：東海地震の「注意情報」が出されましたので、生徒はホームルーム教室に集合・待機しな

さい。また、来校者の方は、食堂に集合してください)

④学級担任は、東海地震の「注意情報」(「Jアラート」)が出されたことを伝達し、今後の対応について生徒を指導する。「Jアラート」発出時、教室のカーテンを閉め、極力、窓から離れさせ、低い姿勢を取らせる。

- ・今後、注意情報が解除されるのか、警戒宣言が出されるのか、現段階ではわからないこと
- ・解除宣言が出されるまでは、原則的に安全のため学校に留め置くこと
- ・学校は耐震補強が行われており安全なこと
- ・担任の指示に従って行動すること

⑤保護者への連絡

学校から保護者へホームページ、電話、メール等で、解除宣言が出され安全が確認されるまで、学校で生徒を保護する旨を伝える。ただし、地震に関する情報が安定しており、保護者の状況等を総合的に判断して帰宅させた方がよい場合は、個別に判断する。

⑥都教育委員会への報告

校長は、保護した生徒の人数、保護体制について、所管の学校経営支援センターに報告する。

(2) 登・下校時

①登校中に生徒が「注意情報」を知ったら、そのまま登校させる(自宅至近地点である等の場合を除く)。公共交通機関を使用している間に「警戒宣言」・「Jアラート」が出された場合、公共交通機関の誘導に従う。

②下校中に生徒が「注意情報」を知ったら、そのまま帰宅させる(学校至近地点である等の場合を除く)。公共交通機関を使用している間に「警戒宣言」・「Jアラート」が出された場合、公共交通機関の誘導に従う。

③都教育委員会への報告

校長は、保護した生徒の人数、保護体制について、所管の学校経営支援センターに報告する。

(3) 在宅時

登校前に生徒が「注意情報」・「Jアラート」が出されたことを知った場合、学校から指示があるまで自宅で待機させる。

(4) 校外活動時

①宿泊を伴わない行事を都内若しくは近郊で行っていた場合、所属校に連絡を入れた上で、速やかに中止して帰校することを原則とする。しかし、移動時の危険が想定される場合は、現地において待機する等の安全措置をとる。

②宿泊を伴う行事を行っていた場合も所属校に連絡を入れた上で速やかに中止して帰校するが、帰路で「警戒宣言」が出された場合は、「地震対策強化地域」内であれば現地の「地震災害警戒本部」の指示に従う。具体的には、現地の教育委員会に連絡し、最寄りの小中学校などの避難所を紹介してもらう。「警戒宣言」が出された場所が「地震対策強化地域」外であれば、所属校に連絡を入れた上で、現地の教育委員会に保護を求める。「Jアラート」発出の場合、「前記の対応」を準用する。

③校長は、生徒の状況について逐次、所管の学校経営支援センターに報告する。

V 教育活動の再開に向けて

1 安否情報・被害状況の収集・把握

(1) 本部は生徒本人や友人の安否を記入するノートを本校内に備え、登校した際に記入させる。

(2) 担任は電話回線が混雑することが予想されるので、事前に学校に連絡がとれない場合には負傷避難・住所変更などを友人に連絡するよう指導しておく。

(3) 担任は生徒の家庭などにおける被災状況を電話・家庭訪問などで確認する。

(4) PTA 担当者は学校の現状や教育活動再開についての見通しなど、保護者に対して 関連する情報を提供する。

2 教育施設の被害の把握と対応

- (1) 教科書・文具などの紛失、消失状況を把握する。(本部担当・教務部)
- (2) OA 機器の破損状況の確認と、盗難防止対策を講じる。(本部担当・総務部)
- (3) 学校に備える表簿やその他の書類の紛失、消失状況を把握する。(本部担当・教務部)
- (4) 校舎内外の被害状況程度の確認。崩壊の恐れのある部分への立ち入り禁止措置の徹底及び教室の天井・床・壁の亀裂・椅子・廊下・階段・什器・情報機器などの、破損・倒壊状況の調査を行う。(防災係・巡視係)
- (5) ガス・水道・電気などは関係諸機関と連絡をとり、水質調査などを行う。(本部担当・経営企画室)
- (6) 校庭の亀裂調査、フェンスの安全点検などを行う。(本部担当・巡視係)

3 教育庁への報告

- (1) 災害対策本部は上記結果を文書にまとめ、校長が教育委員会に報告し、必要な修理・修繕を要請する。

4 授業再開の準備

- (1) 生徒・教職員の安否状況の把握、ライフラインや交通機関の復旧、区の避難所運営への全面関与などの条件が整備された段階で企画調整会議を開催し、教育活動再開の時期・方法などを協議する。その際、教職員は教育活動の早期正常化に向けて態勢を整え、避難所運営については必要に応じて協力する。
- (2) 授業再開にあたっては、教育委員会指示の下、二次災害防止のために専門家による校舎などの安全点検を適宜行う。
- (3) 校長は教育委員会との協議のうえ、授業再開の目途を定める。授業再開にあたっては保護者に対し、再開時期を電話・掲示・文書・ホームページなどを通じて周知徹底する。
- (4) 学校教育が正常に実施されるまでの期間、学校施設・設備の被災状況、教職員・生徒の被災状況、交通機関の復旧などの事情を勘案し、休校・二部授業・他校の利用など応急教育計画を教育委員会との連携の下に作成し、保護者・生徒に周知する。
- (5) 応急教育計画にあたっては生徒が大災害における恐怖心や不安などで心が疲弊していることを考えて、心のケアに十分配慮する。
- (6) 生徒の出欠については教務内規の適切な運用を行う。
- (7) 災害救助法が適用された場合、「都立高校の授業料等徴収条例施行規則」に基づき、被災により授業料納付が困難と認められた者については、免除・減免・納付期限の延期などの適切な処置を行う。

VII 「弾道ミサイル落下時の行動について」（内閣官房）（参考）

弾道ミサイル落下時の行動について

- 弾道ミサイルは、発射から極めて短時間で着弾します。
- ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、**Jアラートを活用して**、防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージを流すほか、緊急速報メール等により**緊急情報をお知らせ**します。

メッセージが流れたら、直ちに以下の行動をとってください。

【屋外にいる場合】

- 近くのできるだけ頑丈な建物や地下に避難する。



- 近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る。

【屋内にいる場合】

- できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。

～ 行政からの指示に従って、落ち着いて行動してください ～

詳細については、国民保護ポータルサイト(<http://www.kokuminhogo.go.jp/>)をご覧ください。

令和6年度学校危機管理計画
東京都立本所高等学校
令和6年9月